

総論編

第 1 章 計画の基本的考え方

- 1 計画の目的と性格
- 2 計画の期間
- 3 計画の構成
- 4 計画の進行管理

1 計画の目的と性格

1 策定の趣旨と目的

本区は、平成10(1998)年6月に、区と区民のまちづくり憲章である基本構想を策定し、この中で21世紀を展望した本区の将来像「生涯躍動へ 都心再生 —— 個性がいきる ひととまち」を描き、この実現のために3つの基本目標を定めました。

この基本構想を受けて、平成11(1999)年2月には計画期間を10年間とする基本計画(安心・快適・躍動'99)を、平成17(2005)年2月には、加速する時代の変化を踏まえ、計画期間を6年間とする「基本計画2005」を策定し、各施策の推進を図ってきました。そして、平成20(2008)年2月には、区の定住人口が10万人を達成し、さらに加速する時代の変化を十分に踏まえた新たな取組を積極果敢に推進し、基本構想に掲げる本区の将来像を実現するために、計画期間を10年とする「基本計画2008」を策定しました。

「基本計画2008」は、平成24(2012)年度をもって前期5カ年が終了しますが、この間、本区の人口総数は、平成20(2008)年9月に11万人、平成23(2011)年11月に12万人に達し、現在も力強く増加し続けています。また、年齢別人口の動向は、出生数が平成22(2010)年では年間1,400人に達し、さらに平成24(2012)年には年間1,500人を超え、平成10(1998)年当時の約3倍になるなど、乳幼児人口がこれまでにないスピードで増加しています。

区政を取り巻く環境にも、大きな変化が生じています。平成20(2008)年秋には、リーマン・ショックを引き金とする世界的金融危機が発生し、その後の円高・デフレの進行やギリシャに端を発する欧州経済危機などによりわが国の経済は今もなお、先行き不透明な状況が続いています。また、平成23(2011)年3月11日には、東日本大震災とこれに伴う福島第一原子力発電所事故が発生し、被災地に激甚な被害をもたらすばかりでなく、わが国の防災・危機管理やエネルギー政策のあり方に大きな課題を投げかけました。他方、2020年東京オリンピック・パラリンピック招致計画や築地市場の移転計画など、区政の根幹に関わる大きな動きも進んでいます。

そこで、これらの環境の変化を十分に踏まえ、区の将来に資するまちづくりを強力的に推進するため、平成25(2013)年を計画の初年度として、今後10年を見通した新たな計画「基本計画2013」を策定します。

2 計画の性格

本計画は、中央区基本構想を実現する長期総合計画として、次のような性格を持っています。

- 重点的・効率的な区政運営の指針であるとともに、各個別分野の計画の基本となるものです。
- 区民等とのパートナーシップに基づくまちづくりや、国や東京都をはじめ関連団体が本区に関わる事業を進める際の区の基本的な方向性を示すものです。

3 計画策定上の留意点

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックについては、平成25(2013)年9月に開催都市の決定が予定されています。このため、今回の計画では開催都市に決定された場合の選手村予定地・晴海地区の将来人口や行政需要への影響などは考慮しておりませんが、オリンピック招致が本区の多彩な魅力を国内外に発信するまたとない機会であり、これを好機に地域の課題解決にもつなげていくことを基本認識とした交通基盤整備などの取組を示します。
- 築地市場については、東京都が目指す江東区豊洲地区への移転を前提とし、食文化の拠点としての築地地区の活気とにぎわいの確実な継承・発展に向けた当面の取組を示します。



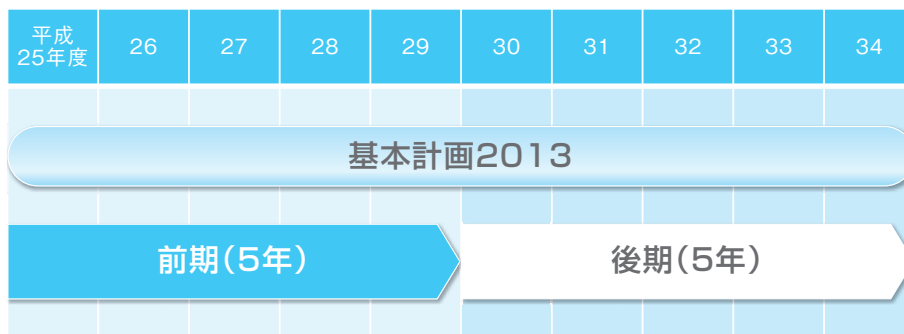
上空から望む中央区

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までの10年間とし、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5カ年を「前期」、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5カ年を「後期」とします。

ただし、計画期間中に社会経済情勢の変化や行財政制度の変更が生じた場合など必要に応じて、見直しを行うものとします。

図表-1 計画の期間

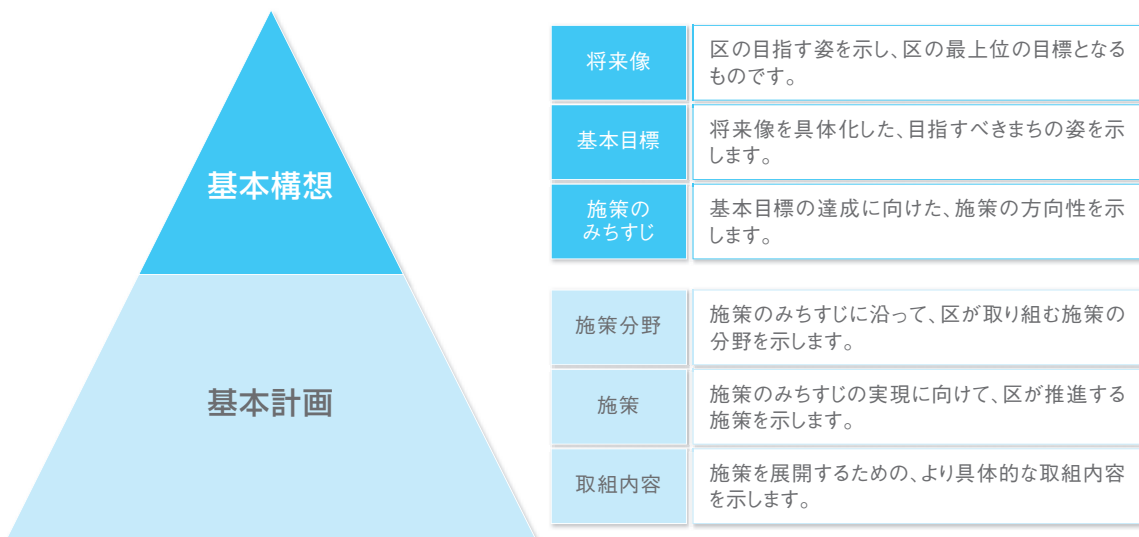


3 計画の構成

中央区基本計画2013は、中央区基本構想を実現するための「手段」として、下図のように位置づけられています。

中央区基本計画2013の構成は、基本構想の「施策のみちすじ」を実現するための施策を「施策分野」ごとに整理し、「施策」を展開するための具体的な内容を、「取組内容」として整理しています。

図表-2 施策体系の見方



4 計画の進行管理

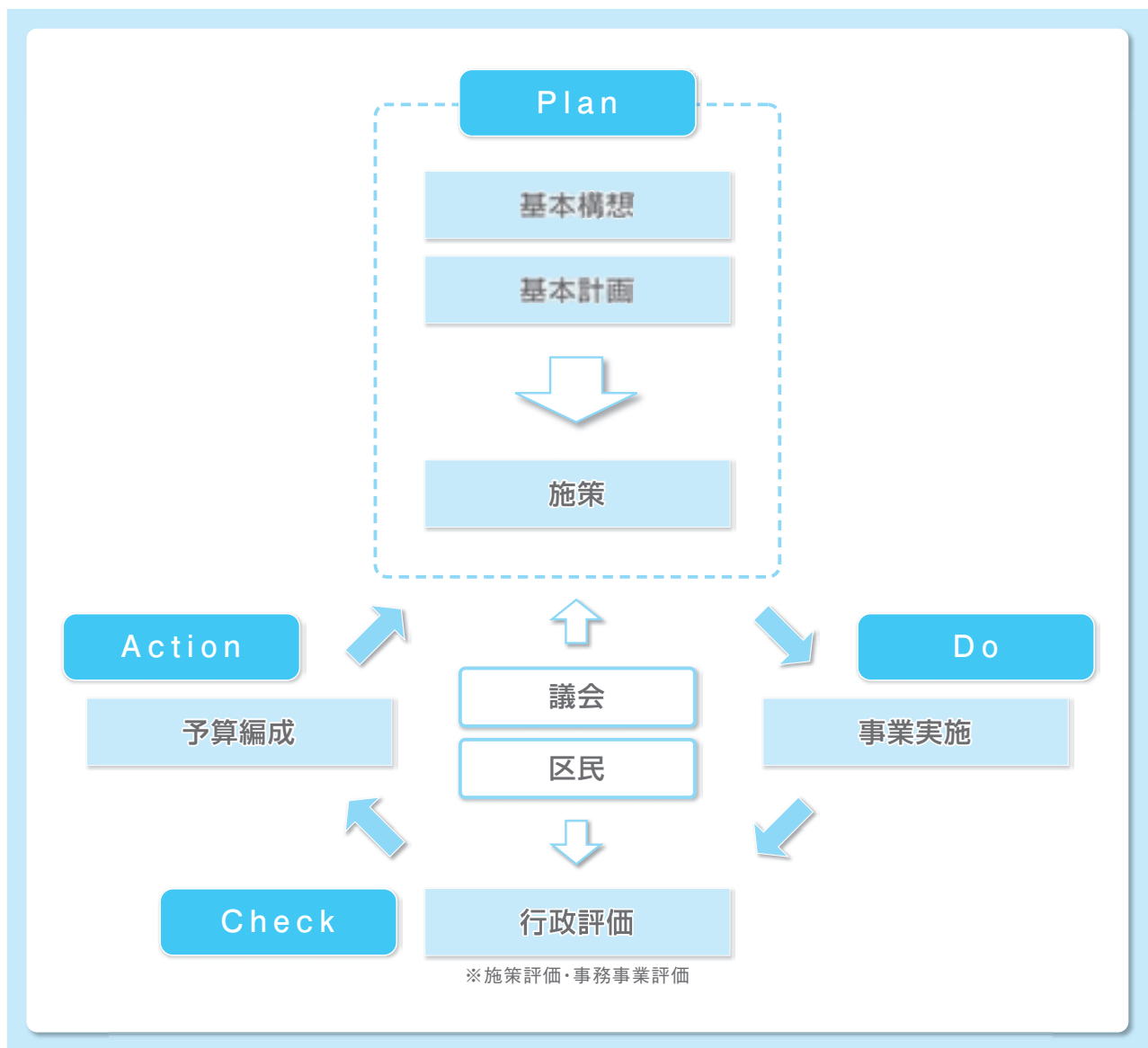
本区の将来像である「生涯躍動へ 都心再生 —— 個性がいきる ひととまち」の実現のためには、基本計画に掲げられた施策を着実に推進することが必要です。

本区では、基本計画の進行管理を目的とする施策評価と各事務事業の不断の検証を目的とする事務事業評価からなる行政評価制度を運用し、区政のマネジメントに生かしています。

基本計画2013では、施策ごとに10年後に目指す姿を明記し、施策の実施によってこれにどれだけ近づいたかを把握する一つの目安として「施策の達成状況の目標となる指標」を設定し、施策の目標を可能な限り数値化して示しています。

基本計画2013の進行管理にあたっては、効果的・効率的な区政運営を行うための行政評価制度を活用し、数値化した指標の推移などから達成状況や課題把握を行いながら計画を着実に推進し、区の将来像実現につなげていきます。

図表-3 中央区PDCAサイクルのイメージ



第2章

中央区の目指す方向

- 1 中央区の将来像と基本的方向
- 2 将来像を実現するための基本目標

※平成10年6月中央区基本構想

1 中央区の将来像と基本的方向

永遠の平和は、人類共通の願いです。平和は、ひとりわが国のみで維持できるものでなく、国際社会全体で取り組むべきものです。しかし、一方では、一人ひとりの平和に対する関心と理解、さらには積極的な貢献によりこれを築き上げていかなければならないものでもあります。

この基本計画では、基本構想に掲げた、「平和」の理念をすべての施策の前提におき、本区の将来像の実現を目指すものです。

この将来像は、現に本区が直面する諸課題に果敢に取り組むとともに、将来にわたり、区民生活のあらゆる面において、生活の充実と福祉の向上を実現していくための総合的な目標となるものです。また、4つの基本的方向は将来像の具体的なイメージであるとともに、基本構想に掲げた3つの基本目標の指針となるものです。

本区が、真に活力の満ちあふれたまちとして発展するためには、この将来像の実現に向けて、区と区民が一体となって主体的なまちづくりを推進することが必要であり、区は、その先導的な役割を果たすことが重要です。

中央区の将来像

生涯躍動へ 都心再生 —— 個性がいきる ひととまち

すべての人々が生涯にわたっていきいきと活動し、不安のない生活を送ることのできる人間性豊かなまち、そしてつねに時代をリードしてきた歴史と伝統をいかしながら、新たな都心の魅力を創造し、活力ある中央区をつくります。

基本的方向

① 100万人が住み・働き・楽しめるまち中央区

活力ある定住人口10万の都心中央区を形成します。あわせて多くの人々が働き集うまちの特性も踏まえ、安心でき安全で快適な生活はもとより、だれもが住む喜びや働きやすい環境、いつでも学び楽しめる多彩な魅力を享受できるまちをつくります。

② 都心コミュニティが息づくまち中央区

ともに支え合う思いやりのある地域社会をめざして、団体、企業や働く人々との融和のもと、都心コミュニティが息づくまちをつくります。

③ 個性豊かなまち中央区

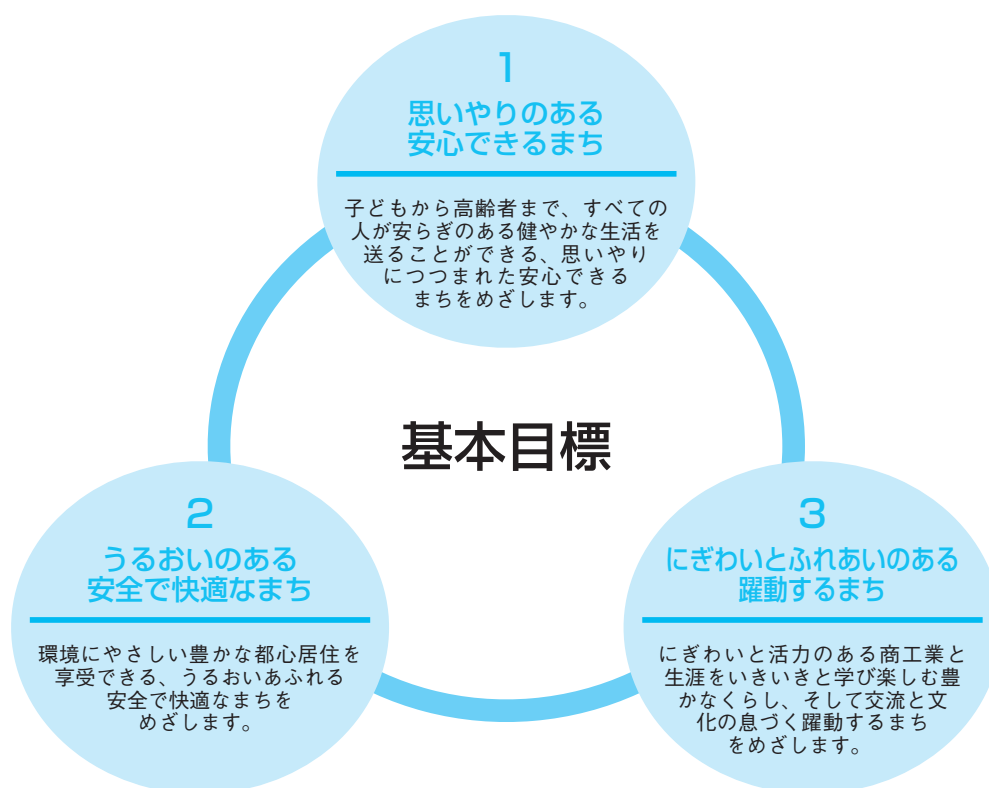
おう盛な商業・経済活動でにぎわうまち、産業と生活が融和した活気のあるまち、下町情緒を残す街並みなど、歴史に培われた地域の特性をいかしつつ、都市全体としてまとまりのある個性豊かなまちをつくります。

④ 世界に誇れる風格あるまち中央区

江戸の昔から引き継がれてきた伝統やなりわいなど、誇り高き文化を継承するとともに、つねに時代の最先端をいく中央区にふさわしい新たな文化を創造し、落ち着きと安らぎのある風格あるまちをつくります。

2

将来像を実現するための基本目標



この3つの基本目標は、基本構想に掲げる将来像を実現するため、今後推進すべき施策の方向を示すとともに、個別的な施策を導く理念でもあります。

第3章 中央区の現状と今後の動向

- 1 中央区の特性
- 2 新たな社会潮流への対応
- 3 人口の想定
- 4 財政収支の想定

1 中央区の特性

1 まちの形成・発展

① 区の成り立ち

本区は、昭和22(1947)年3月15日、旧日本橋区と京橋区が統合され誕生しました。

区名の示すとおり、東京23区のほぼ中央に位置し、その区域は、両国橋下流の隅田川右岸に沿って帯状のひろがりを見せる日本橋・京橋地区と隅田川河口に位置する佃および明治以降これに隣接して埋め立てられた月島・晴海地区などから成り立っています。

区の四方をみると、東は隅田川を境に江東・墨田両区に接し、西は旧汐留川とこれに続く外濠に沿って千代田・港両区に、北は神田川の一部および旧竜閑川を境に千代田・台東両区に接し、南は東京湾に臨んでいます。

区域の東西両端の最長距離は約3km、南北間のそれは約5.5kmで、面積は10.094km²であり、23区中で台東区に次いで2番目に小さい区です。



東海道五十三次 日本橋 (京橋図書館蔵)

② 区の歴史

徳川家康は慶長8(1603)年、征夷大將軍に任命され江戸幕府を開くと、天下普請と呼ばれる大規模な埋め立て工事を開始しました。本区の大部分の土地は、豊島洲崎の埋め立て以来、常に港湾としての利用を考慮しつつ数次にわたる埋め立てによって造成されてきたものです。

大消費都市江戸の物資搬入路としての江戸湊の整備につれて、そこに居住した人々も職業集団としての町を形成し、それが後には、魚市場・廻船問屋・酒問屋・材木問屋などの河岸問屋を形成してきました。

また、日本橋を起点として五街道に一里塚が築かれるなど、江戸の中心として位置づけられ、興業街等の盛り場の発生をみるなど町人文化の発達とともに、江戸の商工業地帯として最も早く、極めて恵まれた条件のもとで発達してきた地域でした。

このことは、明治以降においても変わることがなく、いち早く銀座煉瓦街が建設され、築地居留地の繁栄とともに、文明開化の先端をきることとなりました。

明治11(1878)年、本区の前身である日本橋・京橋の両区が設置され、旧東京市の中心区として発展を続け、関東大震災や戦災によって大きな被害を受けながらも、それを克服し、現在に至っています。



「東京銀座通 煉瓦石造真図」(京橋図書館蔵)



帝都大震災の惨状 京橋より銀座通り (郷土天文館蔵)

2 人口

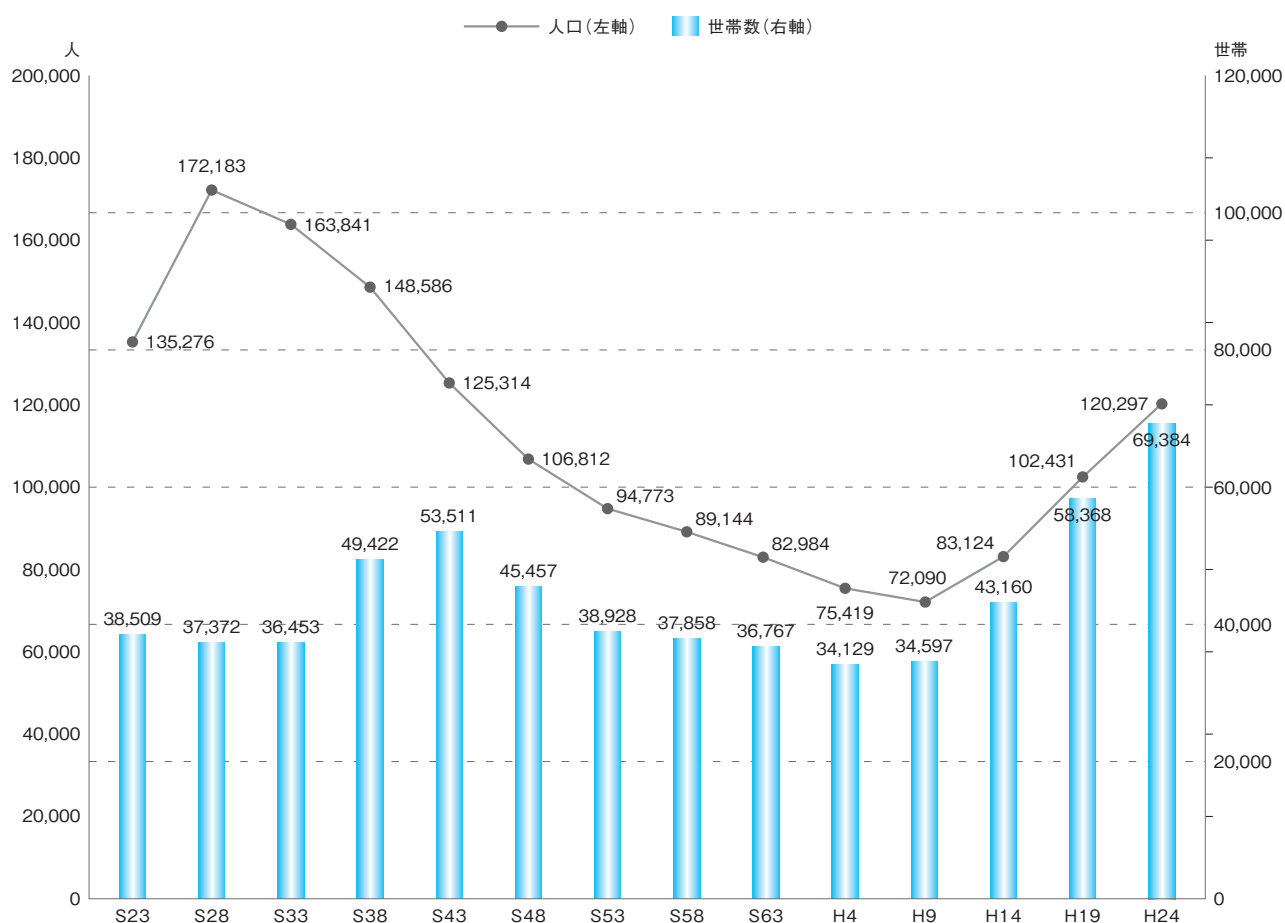
① 総人口

本区の住民登録人口（各年1月1日現在）の推移をみると、昭和28（1953）年の172,183人をピークに減少傾向に転じ、以降、業務機能の都心部への集中や核家族化の進行などの影響を受け、昭和62（1987）年には85,299人とピーク時の半分となりました。さらに、バブル経済の影響などにより平成9（1997）年には72,090人と過去最低を記録しました。

しかし、平成10（1998）年には45年ぶりに増加に転じ、以来連続で増加し続け、平成18（2006）年4月には本区が基本構想に掲げて長年目標としてきた「定住人口10万」を達成しました。その後も順調に人口が増加しており、平成20（2008）年9月に11万人、平成23（2011）年11月に12万人を超え、平成25（2013）年の人口は123,681人となっています。また、外国人人口もゆるやかな増加傾向にあり、平成25（2013）年で4,947人となっています。

世帯数については、昭和40年代前半をピークに減少し、その後同様の傾向が続いていましたが、平成8（1996）年から増加に転じ、平成25（2013）年現在で70,467世帯となっています。

図表-4 人口・世帯数の推移



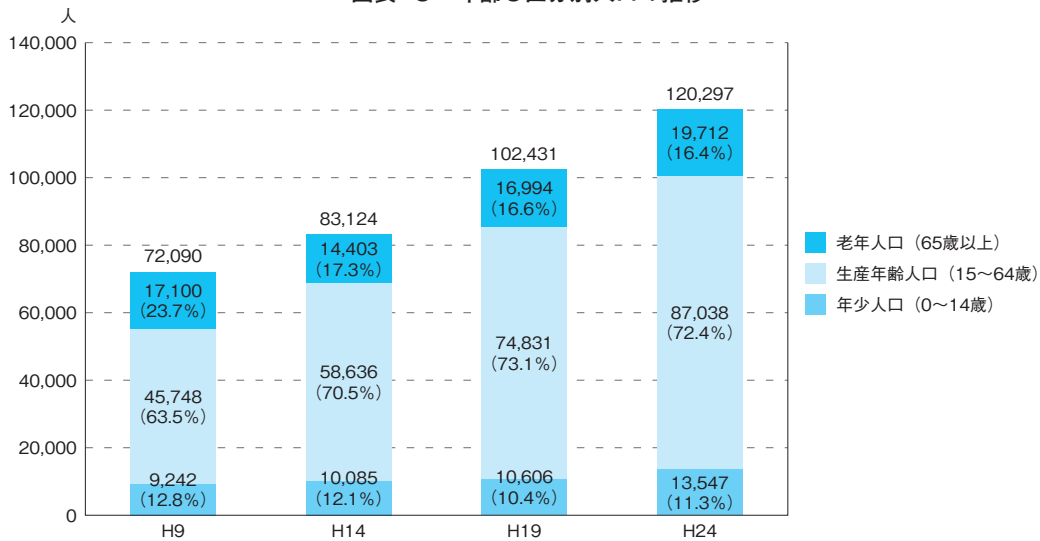
出典：中央区「住民基本台帳」

② 年齢構成

年齢3区分別の人口動向をみると、生産年齢人口の割合はほぼ横ばいで推移していますが、近年の30代・40代などの流入により人口は増加傾向にあり、これと合わせて年少人口は急速に増加しています。また、老年人口については増加していますが、生産年齢人口の増加等に伴い、その割合は減少傾向にあります。

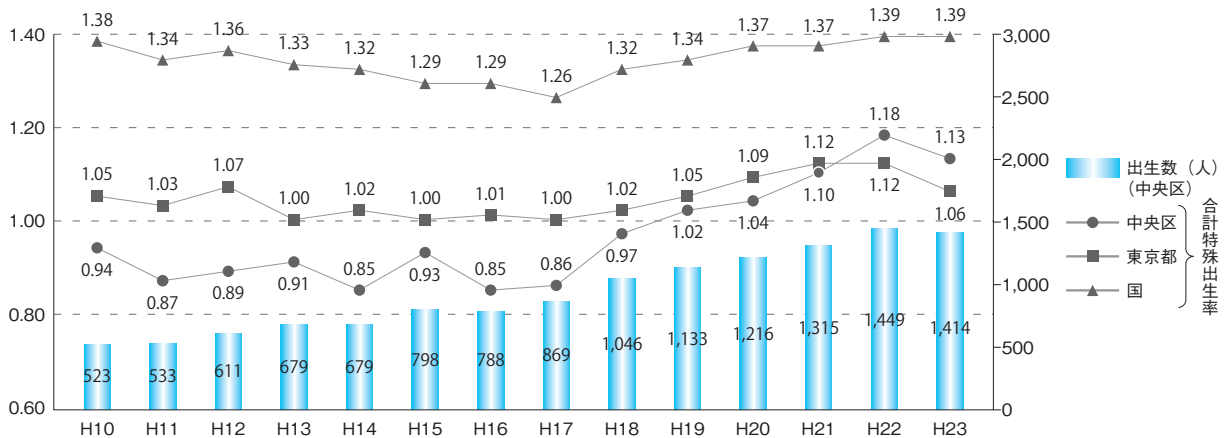
本区の出生率については、東京都平均と比較して低い状況が続いていたものの、平成18(2006)年頃より上昇基調となり、平成22(2010)年以降、東京都平均を超え、平成23(2011)年では1.13人となっています。これにより、年間あたりの出生数は、平成22(2010)年では1,400人に達し、さらに平成24(2012)年には1,500人を超えており、平成10(1998)年と比較すると約3倍と大きく増加しています。

図表-5 年齢3区分別人口の推移



出典：中央区「住民基本台帳」

図表-6 合計特殊出生率・出生数(区)の推移



出典：東京都「人口動態統計」

③ 昼間人口

本区の昼間人口(平成22年国勢調査)は605,926人、昼夜間人口比率(定住人口に対する昼間人口の割合)は全国第2位の493.6と高い水準を維持しています。一方で近年、マンション開発の進展により定住人口が増加していることなどから、昼夜間人口比率は減少しています。

総論編 第1節 思いやりのある安心できるまちをめざして
 各論編 第2節 ひとのいのちを大切に
 各論編 第3節 にぎわいを創出するまちをめざして

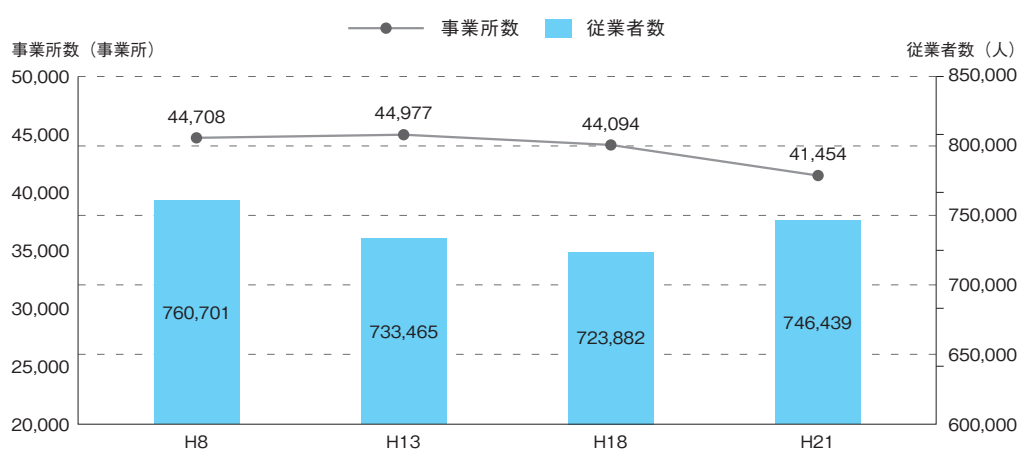
3 都市の特性

① 都心機能の集積

本区の事業所数は、近年減少傾向にあるものの平成21（2009）年で41,454と都内第2位、従業員数はほぼ横ばいで推移し、746,439人で都内第3位となっています。また、商業面では小売業の事業所数は3,100程度でほぼ横ばいで推移していますが、販売額は上昇傾向にあり、平成19（2007）年には1,473,042百万円と都内第1位となっています。

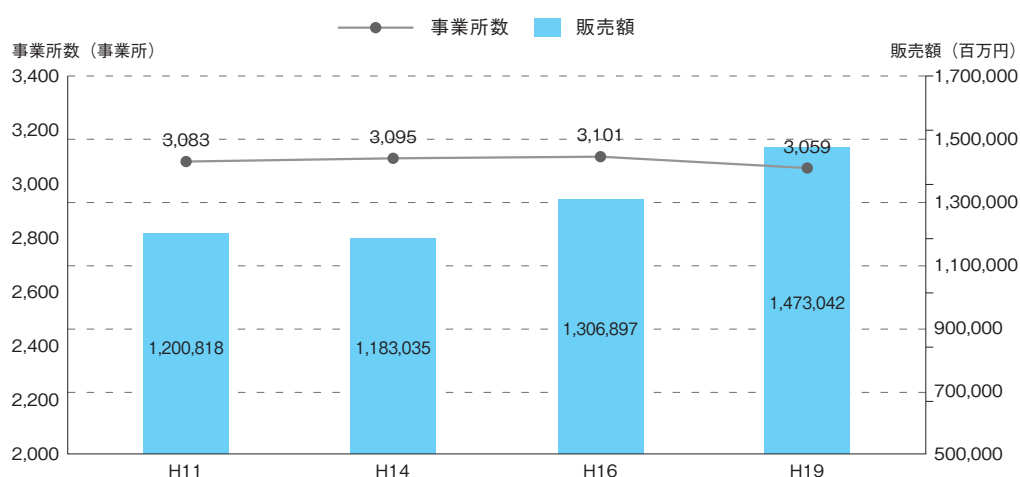
このように本区には、首都東京の中心として、商業・経済をはじめ情報の中核機能など多様な都心機能が集積しています。

図表-7 事業所数・従業員数の推移



出典：総務省、経済産業省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス」

図表-8 小売業（事業所数・販売額）の推移



出典：経済産業省「商業統計調査」、「経済センサス」

i) 業務機能

業務機能は、日本橋地区西北部の本石町・本町一帯、東京駅前の八重洲・日本橋・京橋・兜町一帯と昭和通り以西の広い範囲に集中していますが、隅田川方面にも拡大しています。

ii) 商工業機能

商業機能は、本区全体に分布していますが、特に日本橋・八重洲・銀座一帯には百貨店・娯楽業・飲食業が集中しています。また、日本橋の横山町・馬喰町一帯には、繊維関連の卸売業が集中し、さらに築地地区には、中央卸売市場周辺の食品卸売業などが集積しています。

工業機能は、本区の東半分には分布していますが、特に入船・湊・八丁堀などには、印刷・製本などの製造業が、また、築地地区には、中央卸売市場との関連から食品工業が多数立地しています。

iii) 物流機能

物流機能のうち貨物輸送業は、区内広域に分布しており、特に商業機能が発達している銀座・築地・京橋ならびに地場産業である印刷・製本業の集積している八丁堀・新川などに集中しています。一方で、ふ頭などの港湾施設や築地市場との関係から、築地・勝どき・豊海町には倉庫業が集中しています。

iv) 情報機能

情報機能は、業務機能や商業機能の集中と相まって新聞社や放送局が集積していますが、特に放送局（支局・支社を含む）が多く立地し、マスコミの受発信拠点となっています。

② 交通体系の現況

i) 交通機関

区内における鉄道をみると、JR東日本、東京メトロ、都営地下鉄の3事業者11路線（28駅）が運行しています。また区域外では、近接して神田駅・東京駅・有楽町駅および新橋駅の各駅があり、これらが通勤、通学をはじめとする区内諸活動の交通を支えています。区内に設置されている駅は、ほぼ全域が400～500mの徒歩圏で、いずれかの地下鉄駅に到達できるまでに整備されています。一方で、晴海や豊海地区には鉄道路線は整備されていない状況です。

バス路線は、区内を網の目のように運行している都営バスに加え、平成21（2009）年12月より、中央区コミュニティバス「江戸バス」を運行するなど、公共交通の利便性はより一層高まっています。

水上交通は、隅田川および日本橋川等を生かした水上交通として「観光船」が運航されており、区内の乗降場所は5カ所整備されています。

ii) 道路

道路は、中央通り、昭和通り、新大橋通り、江戸通り、永代通り、晴海通りなどの国道や都道のほか、区道が網の目のように整備されており、平成24（2012）年4月現在、道路率は約29%で23区において最も高くなっています。

2 新たな社会潮流への対応

1 大規模災害への対応

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらし、死者15,870人、行方不明者2,814人、また、住家については、全壊約13万棟、半壊約26万棟にもものぼる被害が発生しました(平成24(2012)年9月11日現在)。

また、東京都が平成24(2012)年4月に公表した首都直下地震の被害想定によると、死者が最大で約9,700人(内訳：揺れ5,600人、火災4,100人)にも及ぶものと推計されており、災害に対する日頃の備えが急務となっています。

本区は、これまでも、災害時の防災拠点として区内23カ所に地域の町会・自治会等が主体となって運営する「防災拠点運営委員会」(21委員会)を設立し、防災訓練の実施など地域での防災対策を進めてきましたが、活動体制のより一層の強化を図るなど地域の防災力向上が求められています。また、本区は昼間人口が多く、災害発生の時間帯によっては、多くの帰宅困難者が発生することが想定されることから、迅速かつ適切な対応がとれるよう、東京都、民間事業者等との連携・協力体制を構築していくことが必要です。



高層住宅居住者と周辺住民が連携した防災訓練

2 エネルギー対策と新たなまちづくり

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、計画停電などを通じて国民生活や経済活動にかつてない影響を及ぼし、わが国のエネルギー政策に大きな課題を投げかけました。国では、原子力の安全性確保に向けたさまざまな見直しが行われるとともに、風力や太陽光などの自然エネルギーの導入・普及促進も進められています。

こうした動向を踏まえ、電力消費の低減に向け、より一層各事業者が率先して省エネルギーや節電に取り組めるよう、事業者に対する指導を実施していくとともに、自立・分散型エネルギーの確保を図るための太陽光発電システムの導入促進、新たなエネルギー供給システムの構築等の取組が求められています。また、あわせて温室効果ガスの削減やごみ排出量の削減等を通じ、広く地球環境対策に取り組んでいくことも必要です。

3 国際化・グローバル化の進展

高速交通機関の発達、情報通信技術の進展などに伴って、経済活動や日常生活における人、モノ、情報の流れが国境を越えて世界中を移動するグローバル化が急速に進展しています。これにより、海外から日本を訪れる外国人観光客や就労などにより国内に居住する外国人も増加し、地域社会において海外の文化が身近なものとなり、外国人と接する機会も拡大しています。



IMF東京会議おもてなしの様子

本区周辺では、東京スカイツリーの開業、羽田空港の国際化など海外からの集客力向上につながる動きもみられ、こうした観光を取り巻く状況変化に適切に対応していくため、官民一体となって戦略的かつ持続的に区の魅力を創造し、世界に発信していく必要があります。また、国際都市東京の中心地としての立地条件を生かし、教育立国にふさわしい特色ある学校づくりなどにより、多くの区民がグローバル社会のなかで活躍できるような教育・学習機会の提供と環境整備を行うことが求められています。

4 人口構造の変化

総務省によると、わが国の総人口は、平成16(2004)年の1億2,779万人をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(出生中位(死亡中位))では、今後も総人口は減少し続け、平成60(2048)年には1億人を割るとの推計結果が示されています。また、少子高齢化の傾向は今後も一段と進展し、平成36(2024)年には老年人口割合は30%を超えると推計されています。

一方、本区では、大規模開発などによる転入超過が今後も続き、当面、乳幼児を中心とする年少人口も増加していくことが見込まれています。これに伴って生じる子育て・教育ニーズへの適切な対応、新旧住民間の交流等を通じた新しい地域コミュニティの形成などが求められています。また、将来に向けては、高齢化の進展や人口減少社会も視野に入れながら、人口構造の変化に対応できる行政サービスの提供や持続可能な行財政運営に努めていく必要があります。

5 地方分権の推進

国が推進する地方分権改革により、自治体の事務に対する義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲など、地域の自主性・自立性を高めるための改革が順次施行されており、本区に求められる役割もますます増大しています。

また一方で、東京都と特別区の間で行われている「都区のあり方検討委員会」や国の「地方制度調査会」において、都と区の役割分担や大都市制度のあり方等についての調査・検討が進められており、特別区のあり方についてもさまざまな議論が行われているところです。

このような制度改革や社会潮流の中であって、本区においては、「地域のことを最もよく理解する住民が主体となって、地域のことを自ら考え、行動し、決定する」ための基盤づくりを進め、これまで以上に自主性・自立性を発揮しながら、地域特性を踏まえた行政運営に取り組んでいくことが求められています。

3 人口の想定

本区の人口は、昭和28（1953）年の172,183人をピークに定住人口の減少が続き、平成9（1997）年には、過去最低となる72,090人になりました。その後、近年の地価下落と本区の定住人口回復施策が功を奏し、平成18（2006）年4月、「定住人口10万」を達成しました。現在も順調に増加しており、平成25（2013）年1月1日現在で123,681人となっています。

今後も、当面転入超過による増加が続き、平成30（2018）年には約140,500人、計画の最終年度である平成35（2023）年1月1日には約144,200人に達すると予測されます。なお、外国人人口も含めた本区全体の人口は、平成35（2023）年で約149,200人程度と見込まれます。

年齢別では、特に30代・40代の増加が著しく、平成19（2007）年から平成24（2012）年までの直近5カ年では、約11,400人増加しています。こうした子育て世代の増加に伴い、15歳未満の人口も増加しており、平成35（2023）年には約19,200人に達すると想定されます。また、わが国全体の傾向として高齢化が急速に進行する中、本区の65歳以上の高齢者人口比率は、平成35（2023）年で約16.6%と国や東京都に比べ下回るものの、高齢者人口は約23,900人に達し、大きく増加する見通しです。なお、地域別では、今後新規住宅開発が見込まれる月島地域や、近年住宅開発が進んでいる日本橋地域において増加することが想定されます。

図表-9 本区の人口の推移（実績および想定）

（単位：人）

		実 績		想 定	
		平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	平成35年 (2023年)
中央区全体※2		109,455	128,628	145,500	149,200
日本人人口		105,230	123,681	140,500	144,200
地 域 別	京橋地域	28,854	30,966	34,300	35,600
	日本橋地域	31,936	37,063	40,900	42,600
	月島地域	44,440	55,652	65,300	66,000
年 齢 別	15歳未満	10,964	14,208	18,600	19,200
	15～64歳	76,666	88,929	98,400	101,100
	65歳以上	17,600	20,544	23,500	23,900
外国人人口		4,225	4,947	5,000（参考）	

※1 人口は平成19（2007）年以降のデータを基準に、過去の出生率や転出入による移動人口の割合、今後見込まれる新規住宅開発などの要因を加味し、コーホート要因法により算出しました。

※2 「中央区全体」の人口は、日本人人口と外国人人口（参考値）を合算したものです。

※3 人口は各年とも1月1日時点のものであり、平成20（2008）年および平成25（2013）年については、住民基本台帳による実績値です。

※4 想定値（推計値）は下二桁を切り上げて表記しています。

※5 外国人人口については、母集団が比較的少ないうえ、近年変動要素が大きいことから、「想定」の欄に平成25年実績値の概数を記しています。

4 財政収支の想定

わが国の経済は、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災の影響から立ち直りつつあるものの、長期化する円高・デフレに加え、電力供給の制約、欧州や中国など対外経済環境を巡る不確実性などの下振れリスクを抱えており、先行き不透明な状況にあります。

本区財政も、これまで人口増加と連動し順調な伸びを続けていた特別区民税が、近年は減少から横ばいで推移するとともに、企業収益の低迷に伴う法人住民税の減収により特別区交付金も低迷するなど、歳入環境の早期の好転が期待できない状況にあります。

また、地方消費税率の引き上げを伴う社会保障と税の一体改革や、国庫補助金の一括交付金化の議論が、今後の地方財政に大きな影響を及ぼすことも予想されます。

このように、区財政を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、現時点で長期的な財政収支を的確に予測することは極めて困難な状況にあります。

このため、本計画における平成25(2013)年度からの10年間の財政収支の想定は現行の税財政制度を前提としています。今後の財政環境の変化に対しては、行政改革のより一層の推進と、ニーズを的確に捉えた既存事業の効果的な見直しなどにより、真に区民の負託に応えた健全で持続可能な行財政運営を図っていきます。

図表-10 財政収支の想定(一般会計)

(単位:百万円)

区 分		年 度	平成25(2013)～ 平成34(2022)年度	前 期 (25～29年度)	後 期 (30～34年度)
入	特 別 区 税		236,988	113,565	123,423
	特 別 区 交 付 金		117,006	57,961	59,045
	国 庫 ・ 都 支 出 金		137,971	71,913	66,058
	繰 入 金		50,531	40,027	10,504
	特 別 区 債		13,287	13,287	0
	そ の 他		236,170	116,999	119,171
計			791,953	413,752	378,201
出	人 件 費		156,113	79,396	76,717
	扶 助 費		114,970	50,179	64,791
	公 債 費		10,113	3,854	6,259
	投 資 的 経 費		141,099	97,415	43,684
	そ の 他 の 経 費		369,658	182,908	186,750
計			791,953	413,752	378,201
(うち計画事業費)			(115,940)	(78,663)	(37,277)
(うち主な施設改修経費)			(22,905)	(12,645)	(10,260)

図表-11 計画事業費

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成25(2013)～ 平成34(2022)年度	前 期 (25～29年度)	後 期 (30～34年度)
1	思いやりのある安心できるまち	25,670	16,007	9,663
2	うるおいのある安全で快適なまち	31,218	20,905	10,313
3	にぎわいとふれあいのある躍動するまち	61,242	42,826	18,416
合 計		118,130	79,738	38,392

※本表の計画事業費は特別会計分を含むため、図表-10の計画事業費とは一致しません。

第4章 10年後の中央区

10年後の中央区の位置づけ

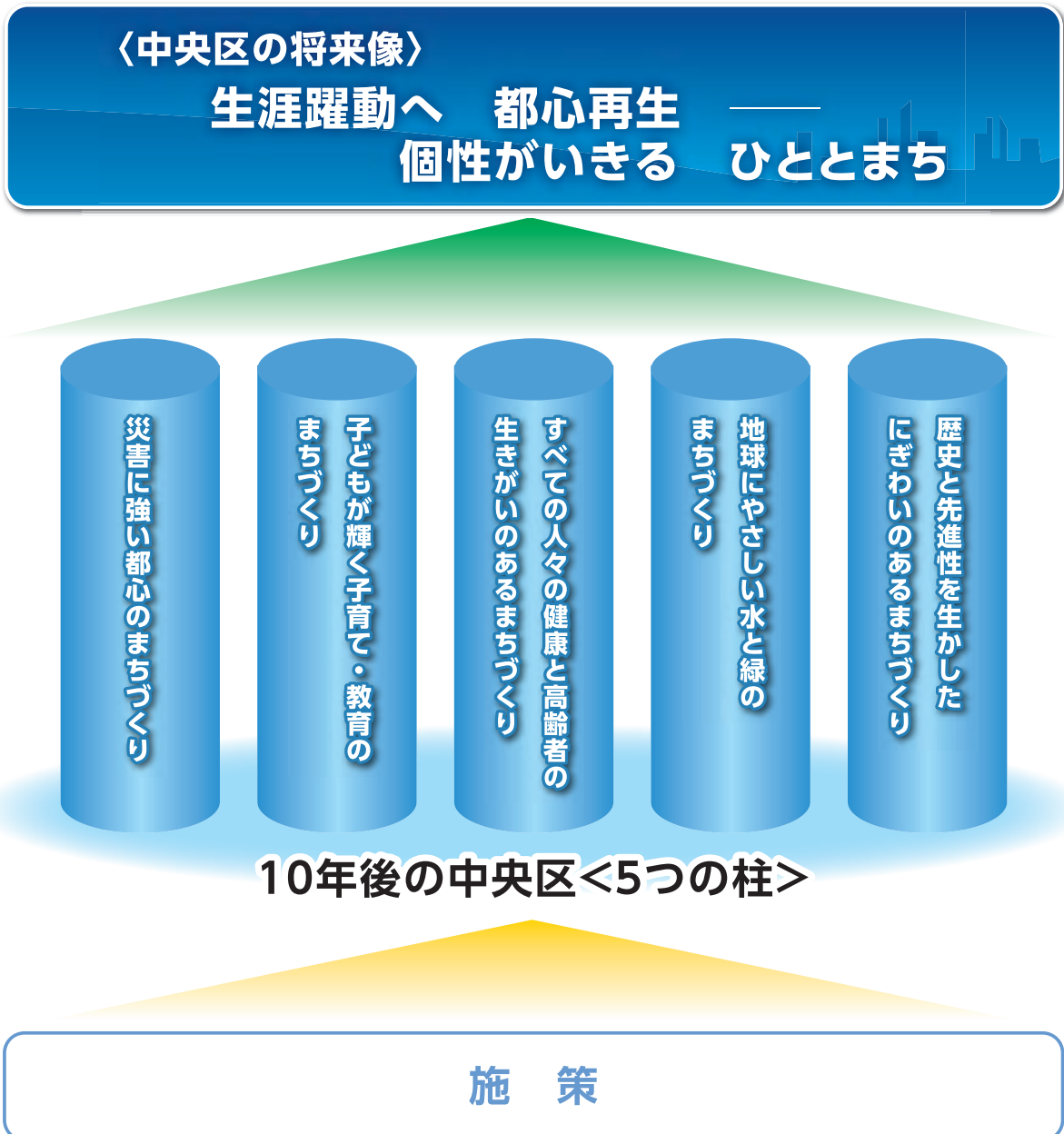
- 1 災害に強い都心のまちづくり
- 2 子どもが輝く子育て・教育のまちづくり
- 3 すべての人々の健康と高齢者の生きがいのあるまちづくり
- 4 地球にやさしい水と緑のまちづくり
- 5 歴史と先進性を生かしたにぎわいのあるまちづくり

10年後の中央区の位置づけ

「10年後の中央区」は、本区の将来像である「生涯躍動へ 都心再生 —— 個性がいきる ひととまち」の実現のために、「基本計画2013」の計画期間において、特に優先的かつ重点的に取り組むべき施策をとりまとめたものです。また、将来像を実現していくうえで、各施策分野を越えて横断的に取り組む重要施策として、基本計画の体系を基本として設定したものであり、区民・事業者・区が協働して推進しその実現をめざします。

なお、「10年後の中央区」5つのテーマは、中央区基本計画2008の「10年後の中央区」において位置付けられた方向性と具体的な取組を基礎として、この間の社会環境の変化や、今後予測される動向を踏まえて設定しています。

図表-12 10年後の中央区の位置づけ



総 論 編

各論編 第1節 思いやりのある安心して暮らすまちをめざして

各論編 第2節 心あいのあるまなびのまちをめざして

各論編 第3節 にぎわいとあふれるまちをめざして



1

災害に強い都心のまちづくり



「自助」「共助」の一層の強化とともに「公助」と一体となった地域防災力の向上に取り組み、災害に強い都市を実現する

10年後の姿

- 自助による防災への備えや地域の共助による防災への取組が浸透するとともに、マンション居住者と地域住民との連携が進み、地域を核とした防災力が向上しています。
- 住宅ごとに防災対策マニュアルの整備・更新が進み、防災体制が強化されるとともに、防災備蓄等の取組の進展により災害時において住宅内で生活が継続できるようになっています。
- 東京都、区、事業者それぞれの役割分担が明確になり、帰宅困難者対策の体制が構築され、在勤者や来街者を含むさまざまな立場の人々の安全が確保できる状況が整っています。
- 緊急輸送道路の沿道建築物、マンション、木造住宅などの耐震化が進み、災害に強く安全なまちが形成されています。
- 災害時の緊急輸送道路の確保や避難ルートの安全性向上が図られるなど、災害に強い都市基盤が形成されています。

現状と課題

- 集合住宅に居住する世帯が全世帯の約88%を占めている中、地域における防災活動の基本となるコミュニティの希薄化が進んでいます。また、防災拠点は区民に十分に認知されているとはいえない状況です。
- 月島地区をはじめとして、今後ともマンション建設が予定されており、こうした本区の特性に応じた災害対策が求められています。
- 東日本大震災では、鉄道等の交通機関の全面停止により多くの帰宅困難者が発生しました。被災時に帰宅困難者の発生を抑制していけるよう、東京都、民間事業者等と連携・協力体制を構築していく必要があります。
- 今後生じうる災害に備え、まちの機能を保持するために建築物の耐震化をより一層推進していくことが求められています。
- 東日本大震災を機に、電線類等の地中化による災害時の緊急輸送道路、避難ルートの確保、橋りょうの安全性の確保に加え、ライフライン停止時にも公衆便所を利用できる環境が求められています。

実現に向けた主な取組

地域を核とした防災力の向上に取り組みます

●防災拠点運営体制の支援

- ・町会・自治会や防災区民組織が主体となった防災拠点運営委員会の防災訓練
- ・活動マニュアルの更新や事務局機能の支援

高層住宅や帰宅困難者対策など本区の実態に応じた防災対策を進めます

●高層住宅防災対策の推進

- ・防災アドバイザーの派遣や講習会の開催等を通じて、防災マニュアルの作成を促進
- ・マニュアルの作成済マンションに対しては、居住環境の変化等に応じて適宜マニュアルを更新していくよう普及・啓発
- ・高層住宅居住者と地域住民とが連携する防災訓練の実施など、地域が一体となって防災力の向上を図る取組の促進

●帰宅困難者対策の推進

- ・東京都と区との役割分担やその責任を明確にし、事業所、鉄道事業者、警察・消防等との連携のもと、帰宅困難者対策を推進
- ・「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」の運営を支援し、民間事業者と行政の連携を図り、地域防災体制を強化

大地震に備え、倒れないまちの実現に向けて耐震化を進めます

●緊急輸送道路沿いの耐震化の促進

- ・東京都指定の特定緊急輸送道路沿道において、平成 27 (2015) 年度末までに耐震改修を行う建築物に対して助成

災害に強い都市基盤の形成を図ります

●電線共同溝の整備

- ・電線共同溝の整備など無電柱化による安全で円滑な道路交通の確保

●橋りょうの架替えおよび新設

- ・橋りょうの架替えによる災害時における避難ルートの確保や区民等の安全確保
- ・橋りょうの新設による歩道の混雑緩和や朝潮運河沿いの行き止まり道路の解消による災害時の避難路確保

●災害時対応型公衆便所の整備

- ・老朽化した公衆便所の改修に合わせた災害時対応型公衆便所の整備

2

子どもが輝く子育て・教育のまちづくり



誰もが安心して子どもを産み、喜びをもって育てることができる
子育て・教育のまちを実現する

10年後の姿

- 働く保護者も安心して子どもを預けられ、子育ての喜びを感じながら、ゆとりを持って子どもを産み育てていくことができる環境ができています。
- 子どもが地域全体から見守られ、身近な地域で安心して自主的に活動し、自由に遊び、友だちと触れ合いながら、安全に暮らすことができます。
- 特別な配慮を必要とする子どもたちが本区において将来自立した生活を実現するための基盤が整っています。
- 子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を培い、個性と能力をはぐくみながら、いきいきと学んでいます。
- 計画的な学校施設の改築・改修等や時代のニーズを踏まえた施設機能の充実により、子どもたちが安全に安心して学校生活を過ごせる環境ができています。

現状と課題

- 近年のマンション開発に伴い、30代を中心とした子育て世帯の転入が増加しており、保育ニーズに適切に対応していくことが求められています。
- 核家族化や地域コミュニティの変化等により、地域で子育てを支えることが困難になってきています。また、共働き世帯の増加や就労形態の変化等により、子育て支援に対するニーズも多様化しています。
- 近年増加している子どもの発達障害について、保護者の理解を深め、安心して子育てできるよう、関係機関の連携強化などによる支援体制の充実と早期対応の強化が求められています。
- 学習意欲や家庭での学習習慣の定着率の低下、運動する子どもとそうでない子どもの二極化、いじめの問題など学校教育を取り巻く課題は複雑かつ多様化しています。
- 今後も学齢期の子どもの急速な増加が見込まれており、計画的に学校施設の改修・改築等を行うことが必要です。

実現に向けた主な取組

保育ニーズに応じた保育所整備と保育サービスの充実を推進します

●機動的な保育所整備の推進

- ・開発動向や待機児童の発生状況等に応じ、区立保育所の改築や私立認可保育所等の誘致
- ・乳幼児人口の動向や待機児童の発生状況をきめ細かく捉えながら、保育ニーズに応じた保育環境整備を機動的に推進

●一時預かり保育等の充実

- ・京橋こども園の整備と合わせた新たな一時預かり保育の実施

子どもたちが安全で安心して過ごせる「居場所づくり」を推進します

●学童クラブの充実

- ・児童館の改築等や弾力的な定員運用等による学童クラブの定員拡大

●子どもの居場所づくりの推進

- ・「プレディ」の設置校の拡大

乳幼児から学齢期まで切れ目のない支援体制を構築し、配慮を必要とする子どもへの支援を充実します

●母子のこころとからだの健康づくりの推進

- ・「新生児訪問指導」「ママとベビーのはじめて教室」等のスクリーニングによる母子の状況把握に加えて、1歳6カ月児と3歳児の母子の状況を把握

●子ども発達支援センター(仮称)の整備

- ・発達障害を含む障害児とその家族に対して、就学前・学齢期および将来の社会生活に向けて一貫した支援を行う中核的な支援施設の整備

●特別支援教育体制の充実

- ・通級指導学級(言語障害・難聴)の新設および京橋地域の通信指導学級(情緒障害等)の開設
- ・福祉、医療、保健等の関係機関および関係者との連携

「教育の中央区」にふさわしい質の高い教育を提供し、国際社会に通用する「生きる力」を育成します

●「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開

- ・子ども一人ひとりに応じた指導の充実
- ・多様な特色ある学校づくりの推進

計画的に学校施設の増改築・改修を行うなど、教育環境の充実を図ります

●新たなニーズに対応した学校施設の整備(改築等)

- ・「35人学級」の推進の動向や児童数の推移を踏まえた計画的な学校施設の改築・改修
- ・建築物として歴史的に価値の高い校舎の保存に向けた取組の推進

3

すべての人々の健康と高齢者の生きがいのある



乳幼児から高齢者までのニーズに応じた健康づくりを進め、誰もが生涯にわたりいきいきと暮らすことのできるまちを実現する

10年後の姿

- 妊娠期から幼児期までを通じて、子どもと親の「こころとからだ」の両面から出産・育児の不安が解消される環境が整っています。
- 生涯にわたり人生を楽しむことの基本となる健康の大切さについて、区民一人ひとりが自覚を持ち、健康づくりや体力向上に努めています。
- 元気な人から介護が必要な人まで、すべての高齢者が住み慣れた地域で活動の場や適切な介護サービスを得ながら安心して暮らすことができています。
- 障害のある方が在宅で可能な限り自立し、生活を営むことができています。
- 地域における支え合いや日常的な見守り活動が行われ、高齢者や障害のある方をはじめとして、区民が安心して暮らせる環境が整っていると同時に、災害時の要援護者対応が適切に行われています。

現状と課題

- 核家族化の進展や、マンション居住の増加に伴い、出産・子育てに伴う不安感や孤立感の解消が求められています。
- 高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護の人数および認定率も増加しています。また、30代にも肥満および低体重などの傾向が認められていることから、区民一人ひとりが自らの健康状態を見直して、主体的な取組を継続し、生活機能の維持向上や、健康寿命を延伸していくことが求められています。
- 誰もが社会参画・活躍できる場の仕組みづくりや、安心して必要なサービスを受けられる介護環境の整備が求められています。
- 障害のある方が地域で自立した生活を送るための、相談や情報提供、関係機関の連携の中心となる施設の整備が求められています。
- 高齢者や障害のある方など日常生活や災害時に支援の必要な方々のために、地域住民を中心とした見守りや支え合いの環境づくりが求められています。

まちづくり

実現に向けた主な取組

子どもと親のこころとからだ両面の健康支援の充実を図ります

●母子のこころとからだの健康づくりの推進

- ・児童虐待防止や発達障害を視野に入れた母子の健康支援の充実

生涯を通じた健康づくりと高齢者の生きがいづくりを推進します

●若年からの生涯を通じた健康づくりの推進

- ・各種健康診査未受診者への勧奨および普及啓発、30・35歳区民への健康教育の実施、各種健診の実施

●健康づくりの推進

- ・高齢者の健康づくり教室の充実、自主的なサークルの育成等の推進

●「70歳就労社会」の実現(社会参加の促進)

- ・高齢者の就業拡大、元気高齢者人材バンクの登録者拡充、いきいき館のサービス拡充

●在宅系サービス拠点、特別養護老人ホーム等の整備

- ・小規模多機能型居宅介護事業所、特別養護老人ホームおよび認知症高齢者グループホームの整備

障害のある方に対するサービス提供の充実を図ります

●基幹相談支援センターの整備

- ・年齢、障害種別にかかわらずすべての障害のある方の総合的な相談・サービス等利用計画作成に加え、虐待防止に向けた取組を推進する拠点の整備

●子ども発達支援センター(仮称)の整備

- ・発達障害を含む障害児とその家族に対して、就学前・学齢期および将来の社会生活に向けて一貫した支援を行う中核的な支援施設の整備

●障害者グループホームの充実

- ・重度身体障害者など障害のある方が居住する場の整備

●成人支援機能の拡充

- ・重度身体障害者や高次脳機能障害者の通所施設および精神障害者の日中活動を支援する精神障害者地域活動支援センターの整備

地域における支え合いや見守りの仕組みづくりを推進します

●高齢者あんしんネットの拡充

- ・「おとしより相談センター」を核とする町会・自治会、民間事業者等との連携強化や見守り体制の拡大、緊急通報システム・食事配達サービスなど各種見守りサービスの推進

●災害時要援護者対策の充実

- ・災害時要援護者支援体制マニュアルを活用した地域の支え合いによる支援体制の構築・強化

4

地球にやさしい水と緑のまちづくり



みんなで環境活動を実践し、環境負荷が低減され、水と緑に包まれた「エコタウン」を実現する

10年後の姿

- 区民、事業者、区が一体となって環境に配慮した活動に取り組むことにより、地球にやさしい都市構造の形成や、生活様式が実現されています。
- 公園、街路樹などの整備により水と緑のネットワークが形成され、都市と自然の調和のとれたまちになっています。
- 区民、事業者一人ひとりが限りある資源を大切に利用し、資源を循環利用する社会が実現されています。

現状と課題

- 都心の活発な都市活動が温室効果ガスを排出し、地球環境に負荷をかけていることから、区民、事業者、区が一丸となって環境に配慮した取組を着実に進めるとともに、地球にやさしいエネルギーの利用や環境情報の共有・発信などに取り組むことが必要です。
- 快適な地域環境の実現を目指し、さまざまな美化活動を推進していくことが必要です。
- ヒートアイランド現象などの都市環境の改善や都心にふさわしい風格あるまちづくりを推進するため、緑化の推進や水辺環境の改善などが必要です。
- 多様化する区民のライフスタイルに的確に対応するため、今後も区民・事業者との情報交換を積極的に行い、資源回収の推進や資源の有効利用を図るとともに、これまで構築してきたリサイクルシステムの維持・発展に努めることが必要です。

総論編

各論編 第1節 思いやりのある安心できるまちづくり

各論編 第2節 快適なまちづくり

各論編 第3節 活躍するまちづくり

実現に向けた主な取組

地球にやさしいまちづくりを実現するためにあらゆる環境活動を推進します

●環境情報施設の活用

・区民の環境学習や環境活動、情報発信の拠点となる施設を開設し、さまざまな活動を支援

●「中央区の森」

・二酸化炭素の吸収源としての森林を守り、育てるとともに、自然体験や環境学習等の場として活用

●中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及

・「中央エコアクト」のさらなる普及を図るとともに、節電行動等が定着するよう取組を強化

●区有施設における再生可能エネルギーの導入推進

・自立・分散型エネルギーの確保を図るため、区有施設への太陽光発電システム等の導入を推進

●地域クリーンパトロール

・街頭パトロール・キャンペーンを実施し、清潔な地域環境を確保

緑化の推進や水辺環境の改善などを図り、水と緑のネットワークを形成します

●公園・児童遊園の新設・改修

・区民の意向を十分に把握し、安全性、快適性、自然環境などに配慮した公園・児童遊園を整備

●街路樹の整備

・多層化・連続化、特色のある植栽など都市景観の向上や人々に親しまれる街路樹を整備

●朝潮運河等護岸環境整備

・周辺の景観や自然環境との調和に配慮した親水性のある水辺として整備

持続可能な循環型社会の実現を目指して、省資源化への取組を進めます

●資源回収品目の拡大

・使用済み小型電子機器等に含まれる有用金属を再利用するため、資源回収品目を拡大

●事業所への立入検査の強化

・生ごみの再生利用の促進、雑誌などの資源回収品目の拡大、共同処理方式による紙類の資源化ルートの利用推奨など事業者自らが資源化を推進するよう啓発し、自己処理責任を徹底

5

歴史と先進性を生かしたにぎわいのあるまちづくり



江戸以来の歴史と伝統が息づく文化と最先端の都市活動を融合し、集いとにぎわいがあふれるまちを実現する

10年後の姿

- 人々の営み、まちなみ、おもてなしが結びついた新しい「都市観光」が進み、国内外から多くの人々が訪れる“国際観光都市”としてにぎわっています。
- 4万を超える事業所と特色ある商店街の活発な経済活動により、まちに活気と活力があふれています。
- 学びやスポーツ、文化芸術などによる生きがいづくりや健康づくりを通じて、人々の活発な活動と交流が進み、豊かなコミュニティが形成されています。
- 水辺や緑、歴史・文化を生かした景観づくりや、各地区の個性を生かしたまちづくりが進展し、魅力あふれるまちが形成されています。
- 築地地区では、食文化の拠点としての活気とにぎわいが市場移転後も途絶えることなく継承され、新しい築地のまちづくりが進んでいます。
- 都心部と臨海部が新たな交通手段で結ばれ、地域間や地区内の回遊性が向上しています。

現状と課題

- 本区周辺では「東京スカイツリー」開業や羽田空港の国際線強化など、観光に関する取組が活発化しています。本区の多彩な観光資源を生かしつつ、情報発信を強化する必要があります。
- 長引く景気低迷や慢性的な円高、東日本大震災等の影響により、都内有数の集積を誇る本区の事業所も厳しい経営環境に見舞われています。
- 区民の価値観やライフスタイルが変化し、余暇の活用の仕方や学習・スポーツ活動に求めるニーズが多様化しています。特に団塊世代やシニア世代を中心とした方々の活動の場や機会の充実が求められています。
- 築地市場の豊洲地区移転を踏まえて、築地市場地区の食文化の拠点としての活気やにぎわいを継承し、「新しい築地」として発展を図るための基盤整備が必要となっています。
- 東京駅前での再開発、名橋「日本橋」上空の高速道路撤去などの実現に向け、地域における良好なまちづくりの機運が高まりつつあります。
- 利便性向上のため、銀座などの都心部と臨海部を結ぶ交通手段の整備が求められています。

実現に向けた主な取組

多彩な観光・文化資源を生かしてまちの魅力を高め、区内外に向けて発信します

- **都市観光ルートおよびイベントの開発・活用**
 - ・ 歴史や文化などのテーマ別観光ルートや、水辺を生かした観光イベントなどの開発・活用
- **観光拠点施設の整備・運営**
 - ・ 観光情報の発信機能や観光人材育成機能など、区の観光施策の拠点となる施設の整備
- **中央区まるごとミュージアム**
 - ・ 画廊・美術館などの文化資源を活用し、まち全体をミュージアムと捉えて区の魅力を発信

地域の特色ある商店街や産業の活動を支援し、区内経済の活性化を図ります

- **商工業融資の実施**
 - ・ 充実した経営相談と経営状況に応じた融資制度により、きめ細かな支援の実施
- **商店街活性化支援事業**
 - ・ 特色を生かしたまちなみ整備や、町会・NPOとの協力事業など、商店街活性化支援の実施

学びからスポーツまで区民の幅広い活動の場を整備し、生きがいづくりや健康づくりを支援します

- **中央区生涯学習交流館「本の森ちゅうおう」(仮称)の整備**
 - ・ 図書館を核に、生涯学習、文化・国際交流機能や高齢者生きがい施設を併設した施設の整備
- **地域スポーツクラブの設立および活動支援**
 - ・ 地域の誰もが気軽にスポーツに参加できる地域スポーツクラブの設立と活動の支援

「築地ブランド」を生かした新しいにぎわいと食文化の拠点を整備します

- **築地市場移転後の活気とにぎわいづくり**
 - ・ 長年培ってきた食文化を継承する拠点として、築地市場移転後のまちづくりの基盤となる施設整備の推進

名橋「日本橋」上空の首都高速道路を撤去し、陸の表玄関である東京駅前を整備します

- **名橋「日本橋」上空の首都高速道路撤去および日本橋川再生に向けたまちづくり**
 - ・ 東京駅前地区などと連携し、名橋「日本橋」とその周辺地域の魅力向上に向けたまちづくりの推進

臨海部と都心部を結ぶ新たな交通手段の導入を推進します

- **基幹的交通システムの導入**
 - ・ 臨海部と都心部を結ぶ新たな交通手段として、BRT・LRT等の交通システム導入の推進

第5章

計画推進のための区政運営の考え方

- 1 さまざまな主体との協働
- 2 行政改革の推進
- 3 施設整備の考え方

区政を取り巻く社会経済状況が大きく変化していく中、本区の将来像である「生涯躍動へ 都心再生 —— 個性がいきる ひととまち」の実現のためには、区政運営を進める仕組みについても、区民ニーズに応じていく視点から不断の見直しを行う必要があります。

この章では、将来像の実現に向けた区政運営に欠くことのできない重要な視点として、協働、行政改革、施設整備の3つを掲げ、これらに関する基本的な考え方を示し、これを基礎として、基本計画2013の着実な遂行を目指します。

1 さまざまな主体との協働

区民一人ひとりのニーズや価値観が多様化する中、地域の課題のすべてに行政が対応することには限界があります。また近年、区民ニーズの多様化や高度化などにより、従来、主に行政が担っていた分野での民間企業の活動や、社会貢献活動を行うNPOの急速な成長など、民間主体の活動領域が広がってきています。

地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、誰もがいきいきとした暮らしやすいまちをつくるためには、子育てや介護、環境保全、安全・安心など多くの課題に対して、町会・自治会、NPO・ボランティア団体をはじめとする地域活動団体、企業などさまざまな主体と区が力を合わせて取り組んでいく「協働」をより一層推進していくことが求められています。

こうしたことを踏まえ、将来像の実現に向けて、さまざまな主体との協働に基づく取組を進めていきます。

1 区民の区政参画の促進

区では、計画策定や施策の検討などさまざまな段階で、区民意識調査、パブリックコメント、区民ワークショップ、区政モニター制度などを活用し、区民が区政に参画する機会の拡大を図り、区政運営に生かしています。

今後とも、こうした取組を通じて区民の地域への関心を高め、区と区民とが地域の課題を共有し、連携して解決することができるよう区民の区政参画を促進していきます。

2 協働の担い手となる人材の育成・支援

区民、地域団体等がさまざまな地域の課題解決に取り組んでいくことができるよう、これら協働の担い手を育成・支援していくことが必要です。このため区では、町会・自治会、NPO・ボランティア団体をはじめとする地域活動団体や公益活動を実践する企業等と区が力を合わせて公共的な課題の解決に取り組む仕組みとして、協働事業を実施しています。今後とも、こうした協働の担い手との連携を図りつつ、その育成と活動環境の支援を推進します。



協働提案事業「自然・環境出前授業」

3 広報・広聴の充実

さまざまな主体との協働による区政運営を進めていくためには、区と区民、地域活動団体、企業等とのコミュニケーションの充実を図り、区民等が積極的に区政に参加できる開かれた区政を推進していく必要があります。その基礎となるのは、区政に関する迅速な情報の提供です。また、区民のさまざまな意見をきめ細かく把握することも重要です。

このため、「区のおしらせ 中央」やホームページなどを活用して積極的かつ迅速な情報発信に努めるとともに、区政モニター制度等を活用しながら区民の意見を生かした区政運営を進めていきます。



区政モニター会議

2 行政改革の推進

行政サービスが区民ニーズや環境変化に対応しているかという観点から、常に事務事業を見直し、効率的な執行に努め、「最少の経費で最大の効果をあげる」ことは、行政の基本的な責務です。

平成20(2008)年秋のリーマンショックやその後の円高・デフレの進行、東日本大震災の影響などにより本区を取り巻く経済・財政環境は先行き不透明な状況にあります。一方、力強い人口増加を地域に確実に定着させるための子育て・教育施策の充実や将来の高齢社会への備えなど、区が取り組むべき行政課題は山積しています。こうしたことを踏まえ、限られた財源の中で新たな行政需要に確実に応え、すべての区民が安心して住み続けられるよう、効果的・効率的な行財政運営に努めていきます。

1 効率的な行政運営

定住人口の増加によるにぎわいを定着させ、安心して住み続けられる「快適な都心居住」を実現するためには、基本計画の施策を推進する一方で、将来にわたり持続可能なサービスを提供していくための強固な財政基盤を確立することが必要です。

このため、今後とも絶えず事業の必要性や執行方法などを厳しく検証し、事務事業の改善を図っていきます。なお、行政評価については、これまでの運用実績を踏まえた見直しを図りつつ、事務改善のための不断の点検作業としての「事務事業評価」に加え、基本計画で掲げた目標達成に向け、計画の進捗状況を把握するための「施策評価」の両輪を引き続き着実に実施し、効率的な行政運営を推進します。

また、組織運営の面では、社会経済環境の変化に的確に対応していくとともに事務事業を効果的・効率的に推進するため、事業の執行体制について不断の見直しを行い、柔軟で課題に即応できる体制づくりを進めていきます。

2 民間資源の積極的活用

社会環境が大きく変化し、また、区民ニーズも多様化している現在において、公共サービスのすべてを行政のみで実施することは困難です。都内第二位の事業所数を有する本区においては、民間の活動が極めて活発で幅広い分野の優れた事業者が集積しており、その積極的な活用を行う条件に恵まれています。

このため、区の行政運営に企業、NPOやボランティアを含む地域活動団体など外部の資源を積極的に活用し、地域の課題をとともに解決するなど、区民ニーズにきめ細かく対応できる柔軟かつ効率的な行政サービスの提供に努めます。

3 自主財源の確保

本区の人口総数は、平成20(2008)年9月に11万人、平成23(2011)年11月に12万人に達し、現在も力強く増加し続けています。こうした、人口増加によって納税義務者数が増加しているものの、区税収入は横ばいとなっています。

一方で、今後の乳幼児・学齢期人口、高齢者人口の増加等によって生じるさまざまな行政需要に確実に応えるため、行政サービスの一層の充実や区民福祉の向上に資する施設整備などを着実に進めていくことが求められています。

こうした中、将来にわたり強固な財政基盤を堅持し、新たなニーズにも対応できる弾力的な財政運営を実現していくため、適正な受益者負担の観点から施設使用料や各種サービスの利用料金の設定・見直しなどを行い、持続的に区民サービスを提供していくための自主財源の確保に努めていきます。

3 施設整備の考え方

1 施設のあり方についての基本的な考え方

本区の定住人口は、12万人を突破し、さらに力強く伸びています。なかでも、30代・40代の子育て世代の人口が著しく増加しているとともに、高齢化の進行により高齢者人口も伸びています。こうした状況に対応し、区民のニーズを的確に捉えた施設整備を効果的・効率的に進めていきます。

- ・時代の変化や区民ニーズの変化に応じ、施設の機能転換を図るなど、柔軟に施設の活用を進めていきます。
- ・サービスを利用するすべての人々にとって利用しやすい施設にします。
- ・「まちづくり基本条例」に基づき、大規模開発事業の機会を捉えながら子育て支援、高齢者福祉等の施設や広場等の整備を進めていきます。
- ・東日本大震災を踏まえ、建物自体の防災機能の強化を図るとともに、一定規模以上の開発を行う事業者に対し防災設備の設置を義務付けるなど、防災対策を進めていきます。
- ・施設の事業規模や内容等を勘案しつつ、積極的に民間活力を導入し、効率的で質の高いサービスの提供に努めます。

2 施設の見直しに向けた取組

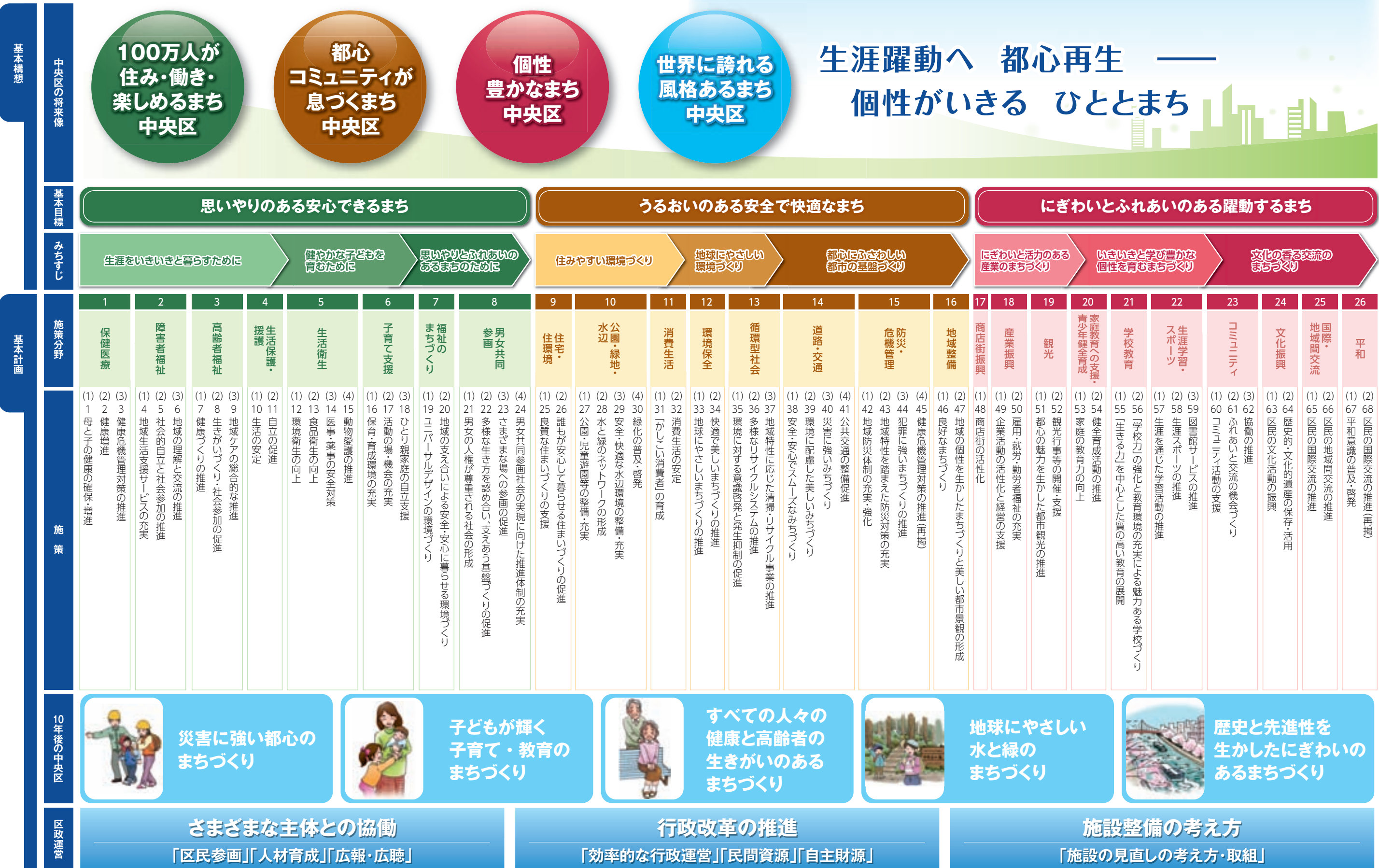
施設のあり方についての基本的な考え方を踏まえ、本区では今後、次のような取組を進めていきます。

- ・施設の効果的・効率的な運営を図るため、施設の改修や改築の時期に合わせ、施設の統廃合も視野に入れ、施設の再編や有効活用、複合化を進めます。
- ・「予防」を重視した管理を行うことで、修繕費の抑制を図るとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図っていきます。
- ・子どもから高齢者、社会人などさまざまな区民が利用できるよう、多面的な施設利用を推進します。
- ・指定管理者等、民間活力のさらなる活用を進め、効率的な管理運営とサービスの向上を図っていきます。
- ・バリアフリー化や環境への配慮は「行政の責務」であり、今後の施設改修や新設時における施設のバリアフリー化・省エネルギー化・緑化対策に積極的に取り組みます。

第6章 計画の体系

- 1 施策の体系図
- 2 計画事業一覧

1 施策の体系図



2 計画事業一覧

1 思いやりのある安心できるまち

(1) 生涯をいきいきと暮らすために		
分野	番号	計画事業名
医療・保健	1	母子のこころとからだの健康づくりの推進
	2	若年からの生涯を通じた健康づくりの推進
障害者福祉	3	基幹相談支援センターの整備
	4	子ども発達支援センター（仮称）の整備
	5	障害者グループホームの充実
	6	民間障害者グループホームへの支援
	7	成人支援機能の拡充
高齢者福祉	8	健康づくりの推進
	9	「70歳就労社会」の実現（社会参加の促進）
	10	高齢者あんしんネットの拡充
衛生	11	在宅系サービス拠点の整備
	12	特別養護老人ホーム等の整備
13	公衆浴場の整備	
事業数（13）		

(2) 健やかな子どもを育てるために		
分野	番号	計画事業名
子育て支援	14	機動的な保育所整備の推進
	15	一時預かり保育等の充実
	16	児童館の整備
	17	学童クラブの充実
	18	「あかちゃん天国」の充実
	19	子どもの居場所づくりの推進
	20	児童館サービスの充実
	事業数（7）	

(3) 思いやりとふれあいのあるまちのために		
分野	番号	計画事業名
福祉のまちづくり	21	ユニバーサルデザインのまちづくり
	-	高齢者あんしんネットの拡充【再掲】
	22	災害時要援護者対策の充実
男女共同参画	23	男女共同参画のための意識啓発と情報提供
	24	ワーク・ライフ・バランスに対する普及啓発、事業所への働きかけ
事業数（4）		

2 うるおいのある安全で快適なまち

(1) 住みやすい環境づくり		
分野	番号	計画事業名
住環境・環境	25	住宅・建築物耐震改修等への支援
	26	高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進
公園・緑地・水辺	27	公園・児童遊園の新設
	28	公園・児童遊園の改修
	29	災害時対応型公衆便所の整備
	30	街路樹の整備
	31	緑道の整備
	32	街角広場の整備
	33	朝潮運河等護岸環境整備
	34	公共施設の緑化推進
	35	民間施設の緑化推進
事業数（11）		

(2) 地球にやさしい環境づくり		
分野	番号	計画事業名
環境保全	36	「中央区の森」の森林保全活動
	37	中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及
	38	自然エネルギーおよび省エネルギー機器等導入費の助成
	39	区有施設における再生可能エネルギーの導入推進
	40	まちのクリーン活動
	41	地域クリーンパトロール
循環型社会	42	環境学習の推進
	43	資源回収品目の拡大
	44	ごみのふれあい収集
事業数（9）		

(3) 都心にふさわしい都市の基盤づくり		
分野	番号	計画事業名
道路・交通	45	人にやさしい歩行環境の整備
	46	放置自転車防止活動
	47	街路環境（シンボルロード）の整備
	48	にぎわいのある道路の整備
	49	環境にやさしい道路の整備
	50	電線共同溝の整備
	51	橋りょうの長寿命化
	52	橋りょうの架替え
	53	橋りょうの新設
	54	コミュニティバスの運行による区民活動の活性化
防災・危機管理	55	基幹的交通システムの導入
	56	防災拠点運営体制の支援
	-	災害時要援護者対策の充実【再掲】
	57	高層住宅防災対策の推進
	58	帰宅困難者対策の推進
	59	共同住宅生活安全（防犯）アドバイザー派遣
地域整備	60	防犯設備整備費助成
	61	築地市場移転後の活気とにぎわいづくり
	62	名橋「日本橋」上空の首都高速道路撤去および日本橋川再生に向けたまちづくり
事業数（18）		

3 にぎわいとふれあいのある躍動するまち

(1) にぎわいと活力のある産業のまちづくり		
分野	番号	計画事業名
振興・商店街	63	商店街活性化支援事業
振興・産業	64	商工業融資の実施
観光	65	都市観光ルートおよびイベントの開発・活用
	66	観光情報の発信強化
	67	観光拠点施設の整備・運営
	68	東京湾大華火祭の開催
事業数（6）		

(2) いきいきと学び豊かな個性を育むまちづくり		
分野	番号	計画事業名
学校教育	69	子ども一人ひとりに応じた指導の充実
	70	学力向上につながるICT機器の活用推進
	71	いじめや不登校のない学校づくり
	72	スポーツを通じた豊かな心と体力の向上および食育の推進
	73	特別支援教育体制の充実
生涯学習・スポーツ	74	新たなニーズに対応した学校施設の整備（改築等）
	75	中央区民カレッジ
	76	地域スポーツクラブの設立および活動支援
	77	中央区生涯学習交流館「本の森ちゅうおう」（仮称）の整備
	78	地域資料のデジタル化
事業数（10）		

(3) 文化の香る交流のまちづくり		
分野	番号	計画事業名
コミュニティ	79	大江戸まつり盆おどり大会の開催
文化振興	80	中央区まるごとミュージアム
	-	中央区生涯学習交流館「本の森ちゅうおう」（仮称）の整備【再掲】
域国際交流・地	81	外国人が暮らしやすいまちづくりの推進
平和	82	「平和の都市の楽しい集い」の開催
	83	中央区平和展の開催
事業数（5）		

基本計画事業計 事業数（83）